

(別添2)

## 第3期番号制度・団体内統合宛名システムの共同調達及び共同利用に係る協定書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「参加団体」という。）は、電算関係経費の削減と事務の効率化を図るため、番号制度に係る団体内統合宛名システム（以下「本システム」という。）の共同調達及び共同利用（以下「本事業」という。）について、基本的事項及び参加団体が遵守すべき事項を定め、本事業の円滑な実施を図るため、次のとおり協定を締結する。

（本事業の実施）

第1条 参加団体は、本システムについて、この協定の定めるところにより、次条に定める事業期間において調達及び利用する。

（事業期間）

第2条 本事業の期間は協定締結の日から令和14年3月31日までとする。

2 前項の期間は、参加団体の合意により変更することができる。

（本事業の調達方法等）

第3条 参加団体の合意により幹事県を決定し、幹事県は参加団体間の調整を行った上で、他の参加団体に先行して本システムの入札及び契約手続きを実施する。

2 幹事県以外の参加団体は、幹事県が実施した第1項の入札の結果を踏まえ、幹事県が契約締結した事業者（以下「事業者」という。）との間で、それぞれ契約手続きを実施する。

（契約不成立時の対応）

第4条 前条の契約を締結しなかったときは、これに伴い発生する課題を当該団体の責任において、参加団体及び事業者と協議し、解決を図る。この解決に際し、費用が発生する場合、他の参加団体は費用を負担しない。

（費用負担）

第5条 本システムの構築及び運用に係る費用は、原則参加団体で均等に負担する。ただし、参加団体の個別事情により発生する費用については、当該団体がこれを負担する。

（契約解除時の対応）

第6条 参加団体が、第3条の契約を事業期間の途中で解除したときは、これに伴い発生する課題を当該団体の責任において、参加団体及び事業者等と協議し、解決を図る。この解決に際し、費用が発生する場合、他の参加団体は費用を負担しない。

（責務）

第7条 参加団体は、共同による本システムの利用が円滑に実施できるよう、相互に協力する。

2 参加団体は、参加団体の合意により本システムに機能改修を行う場合を除き、個別の機能改修を行わずに利用するよう努める。

3 参加団体は、本システムのセキュリティの確保に必要な措置を講じる。

(協議会への参加)

第8条 参加団体は、団体内統合宛名システム共同化推進協議会へ参加する。

(実施困難時の対応)

第9条 参加団体が、本協定の締結後、本協定書で定めた事項の実施が困難となったときは、これに伴い発生する課題を当該団体の責任において、他の参加団体等と協議し、解決を図る。この解決に際し、費用が発生する場合、他の参加団体は費用を負担しない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、参加団体が協議の上定める。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

令和8年2月24日

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

島根県

島根県知事 丸山 達也

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

広島県

広島県知事 横田 美香

山口県

山口県知事 村岡 嗣政